

令和3年4月1日

令和3年度予算執行方針

副市長

令和3年度は、今もなお先行きが不透明な新型コロナウイルス感染症への対応と、未曾有の大災害をもたらした東日本台風災害からの本格的な復興といった、本市にとってかつてない大きな試練に立ち向かいつつ、ポストコロナ社会や人口減少社会を見据えた対策を講じていくうえで重要な年となる。

このため、令和3年度一般会計当初予算では、「希望ある未来につなげる 安全・安心予算」を編成テーマに掲げ、社会保障関係経費を確保しつつ、東日本台風災害からの復興の加速と新型コロナ対策、ポストコロナ社会を見据えたデジタル化の推進、経済成長をもたらす産業の育成や地域経済の活性化と賑わいを創出する事業などは、積極的な事業展開を図ることとし、予算総額は1,552億8,000万円とした。

喫緊の課題である、東日本台風災害からの復興と新型コロナ対策としては、災害公営住宅の建設や(仮称)豊野消防分署の整備、被災した長沼児童センター等の整備などのほか、新型コロナワクチン接種の早期実現やPCR検査体制の充実をはじめ、消費喚起の起爆剤となる「推し店プラチナチケット」の第2弾など、感染対策の強化と事業者支援に向けた事業を優先的に実施する必要がある。

また、20年後を見据えた「長期戦略2040」の関連事業は、財政基盤が不安定な創業準備段階からの支援を行う「スタートアップ企業成長支援事業」の拡充をはじめ、スマート農業やゼロカーボン社会の実現に向けたSDGsの推進、人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)の活用による行政DXの推進など、スマートシティの構築を進めるうえで有効な事業となっている。

さらに、誘客事業として開催する「THE EXPO 善光寺2021」や善光寺御開帳関連事業は、地域経済の活性化とまちの賑わいの創出に向け期待されている事業である。

一方、歳入面では、基幹収入である市税が、前年度比29億700万円減の535億5,800万円となるなど厳しい環境にあるため、財源不足を補うため財政調整基金から、26億4,000万円を繰り入れることとしている。

このように当初予算では、一日も早い災害からの復興と新型コロナの収束に向け尽力するとともに、次の時代においても輝ける人と地域とするため、人材の育成や賑わいの創出、そして地域のイノベーションを起動させる予算とした。

これらの事業を着実に履行し、明日の長野市の発展と未来への希望につながるよう、職員が一丸となって知恵を絞り、着実に成果に結びつけていけるよう、しっかり取り組んでいく必要がある。

記

1 基本方針

- (1) 新型コロナの感染状況を踏まえ、各種イベントや事業の実施に当たっては、十分な感染予防対策を講じ柔軟に対応するなど、市民が安心して参加できる体制とすること。
- (2) 長野市災害復興計画に掲げた東日本台風災害の関連事業は、地域や関係機関等と連携を強化したうえで可能な限り事業の前倒しを行い、早期復興を図ること。
- (3) 改善すべき点を先送りする「前例踏襲主義」から脱却するとともに、「使いきり型予算」の概念を払拭し、常にコスト意識を持つこと。
- (4) 地方行財政に関わる国及び県の制度創設、統廃合、基準の見直しなど、行財政上必要となる情報の把握に努め、適時適切な対応を図ること。また、地方の実情に即した設計・制度運用となるよう、関係機関に対し積極的に働きかけること。
- (5) 常に予算の執行状況の把握に努めるとともに、年度途中の新たな財政需要については、財源及び管理コストを含めた事業費の積算を行うこと。
- (6) 施策や事業の推進に当たっては、地域住民や関係団体等によく周知し、理解と協力を得るべく、説明責任を十分に果たすこと。
- (7) 公共施設マネジメントの基本方針や個別施設計画等を踏まえ、施設の統廃合と再配置、計画的な予防保全などに向けた取組を進めること。
- (8) 歳入・歳出ともに財政上多大な影響が見込まれる場合は、企画段階の早い時期に財政課をはじめ関係各課へ情報提供などの協議を行うこと。
- (9) コロナ禍における地方回帰志向の高まりを捉え、移住・定住促進に結びつく取組を率先して取り入れること。
- (10) 特別会計及び企業会計は、独立採算制の原則に則り一般会計からの繰入金に頼ることなく、経営的視点を持って円滑な執行に努めること。

2 歳入

- (1) 国等の財源は受け身ではなく、要望活動など積極的な働きかけを行い、必要な支援を求めていくこと。特に新型コロナ対策及び災害復興関連の事業については、財源を最大限に活用した事業を組み立て実施すること。
- (2) 市税をはじめとした自主財源については、収納率の向上と滞納額の抑制を図り、公平・公正な収入の確保を図ること。
- (3) 使用料・手数料等については、負担の公平性を確保するため、適切に料金を設定するとともに、原則として3年ごとに見直しを行うこと。
- (4) 有料広告、ネーミングライツの導入や未利用地の売却・貸付など、市有財産を可能な限り活用し、積極的な財源の確保に努めること。

- (5) 市債の発行は、原則として交付税措置のあるものとし、単なる資金手当を目的とした市債は、財源として活用しないこと。

3 歳出

- (1) 配分した予算は、要求・容認された事業計画に対し配分したものであることから、設計・入札差金等は、原則として、その執行を認めないこと。
- (2) 新型コロナ対策や災害復興関連事業については、早期着手に努めるとともに、緊急な対応が必要となった場合は、速やかに財政課と協議すること。
- (3) 特定財源を伴う歳出は、交付決定等の収入の見通しが確定後に執行することとし、特定財源が確保できない場合は、原則として一般財源に振り替えての執行は行わないこと。
- (4) 事業の企画、設計等に当たっては、必要性、緊急性などを十分に精査するとともに、将来に過大な財政負担が生じることのないように配慮すること。
- (5) 各種計画策定業務は、職員の策定作業による能力活用やスキルアップを図るため、業務委託の範囲は専門的な分析や能力が必要な部分に限定すること。
- (6) 時間外勤務については、働き方改革の観点からも積極的に抑制し、前年度実績を下回るよう努めること。

4 その他の留意事項

- (1) 工期の平準化と公共工事の経済効果を発揮するため、債務負担行為(0市債)などの計画的な活用を図ること。
- (2) 繰越明許は自然災害や国の補正予算など、やむを得ないものに限定するとともに、繰越明許事業は上半期の竣工を原則とすること。
- (3) 工事請負契約、委託契約等に当たっては、事業費の積算、契約内容や方法などを十分に精査し、事後における入札中止や安易な変更契約を生じさせないこと。
- (4) AI-OCRやRPAの活用拡大、行政手続きのオンライン化、AI等の先端技術導入など、行政DXを推進するとともに、システム更改などの際は、今後の国及び地方自治体間のシステム共有化を見据え、安易にカスタマイズしないこと。
- (5) 国の「持続可能な開発の目標(SDGs)実施指針」の趣旨を踏まえ、国際社会全体の課題解決に向けた事業を率先して実施すること。
- (6) 指定管理者施設では、導入の効果を最大限に発揮できるようサービス向上とコストの削減を図るとともに、新型コロナによる管理運営上の損失を最小限に抑えること。
- (7) 「PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づく検討のほか、サウンディング型市場調査など、民間活力や技術的ノウハウの活用を積極的に図ること。
- (8) 特定目的基金の枯渇を理由として、一般財源へ振替えて事業継続することは認めない。概算要求前までに代替財源の確保を図ること。